

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第33回）議事概要

### 1 日時

令和2年9月25日午後3時30分から午後5時00分まで

### 2 場所

東京地方裁判所裁判員候補者第4待合室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，畝本直美，神山啓史，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），  
永井敏雄

（オブザーバー）

島田一（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

中村慎事務総長，安東章刑事局長

### 4 進行

#### (1) 畝本委員，島田オブザーバー及び中村事務総長あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった畝本委員，島田  
オブザーバー及び中村事務総長から，あいさつがあった。

#### (2) 裁判員裁判の実施状況等について

ア 「裁判員制度の運用に関する意識調査」の質問項目の改定につい  
て

安東刑事局長から，「裁判員制度の運用に関する意識調査」の質問  
項目の改定について，次のとおりの説明があった。

○ 令和3年1月実施予定の調査から，資料2のとおり，質問項目を  
新設し又は改定した上で実施することを検討している。

○ 今回の改定は，裁判員制度の施行から10年が経過し，裁判員制  
度が多くの方に認知されていることを踏まえた質問項目としたり，  
SNSの普及など施行当初とは裁判員制度を取り巻く社会情勢が  
変わってきていることを反映した質問項目としたりするものであ  
る。

このほか，制度施行10年を経過し，量刑傾向の変化を把握する  
ことが十分可能な状況になったと考え，量刑傾向の変化に対する印  
象を問う質問を追加している。

○ 以上のとおりの理由により，資料2の改定案により次回調査を  
実施したいと考えているので，委員の皆様のご了承をいただきた  
い。

(永井委員)

裁判員制度の開始から10年が経過し、裁判員制度の開始以降に任官した裁判官も相当数に上っている。こうした中で、例えば、現行のQ4の「我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか」といった設問を廃止するのは、非常に適切であると考えます。

(椎橋座長)

委員から、その他のご意見やご質問等はないようであり、事務局の作成した改定案のとおり次回の意識調査を実施することにつき、異議はないということですのでよろしいか。

(異議なく了承された。)

(椎橋座長)

それでは、事務局において、次回の意識調査を資料2の改定案のとおりの内容で実施するよう進めていただきたい。

#### イ 裁判員裁判の実施状況等について

安東刑事局長から、資料3、資料4及び資料5に基づき、裁判員裁判の実施状況、裁判員等経験者に対するアンケート調査及び裁判員制度の運用に関する意識調査について、次のとおりの説明があった。

○ 資料3の表4のとおり、令和元年の辞退率は66.7%であり、前年より若干の改善が見られる。また、同年の出席率は68.6%となっており、直近5年間の中で最も良い数字となっている。

「裁判員制度10年の総括報告書」にも記載したとおり、各庁においては、呼出状が不到達になった場合の再送達や、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼といった地道な運用上の工夫に努めているところ、出席率については、平成30年において相応の改善が見られたところであるが、令和元年において、辞退率及び出席率の双方が前年から改善したことの背景には、このような運用上の工夫の継続に加え、裁判員制度10周年の機会に、各庁において積極的な広報活動を行ったことなども影響しているのではないかと考えている。

なお、資料3の表4には、令和2年5月末までに終局した事件についての速報値も記載されているところ、辞退率は69.3%に上昇し、出席率は63.1%に低下しており、この数値だけからは、新型コロナウイルス感染症の影響によって悪化しているかのようにも見える。しかしながら、例年、1月から3月までに終局した事件については、

候補者名簿の使用が進んだ前年度の名簿が使用されることから、既に別の事件で選定され、辞退した者や欠席した者が再び選定される可能性が高まるため、1年の中でも辞退率が高く出て、出席率が低く出る傾向が見られる。令和2年については、4月及び5月の間に判決により終局した裁判員裁判が3件しかなかったという特殊な事情があるため、5月までに終局した事件の辞退率・出席率については、3月までの終局事件における辞退率・出席率の数値傾向がそのまま残っているものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の感染が辞退率・出席率に悪影響を及ぼしていることは当然に予想されるが、どの程度の影響があったかについては、今後明らかになる統計数値を注視し、分析していく必要があると考えている。

- 令和元年度の「裁判員等経験者に対するアンケート調査」の結果は資料4のとおりであり、これまでと大きな変化はないが、審理内容のわかりやすさを初めとして、当事者の法廷での説明等のわかりやすさ及び裁判官の説明のわかりやすさのいずれについても、この3年間は「わかりやすかった」との回答割合が増加傾向にある。
- 令和元年度の「裁判員制度の運用に関する意識調査」の結果は資料5のとおりであり、いずれの項目についても昨年までの傾向からの変化は見られなかった。先ほどご了承いただいたとおり、令和3年1月に実施予定の令和2年度の意識調査については、新たな項目により実施する予定である。

### (3) 裁判員裁判における新型コロナウイルス対策について

ア 安東刑事局長から、全国の裁判所における裁判員裁判に関する新型コロナウイルス感染症への対応について、次のとおりの説明があった。

- 今年2月下旬、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府の専門家会議が「この1、2週間が、感染が急速に拡大するか収束するかどうかの瀬戸際」との見解を示し、更に首相が全国の学校に臨時休校を要請した。こうした状況を受けて、裁判所においても、3月以降、各庁において、事件・手続の性質や緊急性の度合いを考慮した上で、各種期日の実施の当否を判断するようになり、裁判員裁判については、裁判員等選任手続期日が、多数の一般国民に出頭義務を課すという特質を有することも踏まえ、各地の裁判所で、各地の実情等をも考慮した上で、多くの裁判員裁判の選任手続期日

が取り消された。

- その後、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、同月16日に緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されると、裁判所では、感染症に関する業務継続計画（BCP）に基づき、裁判所としての必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し、裁判所を利用する当事者や職員の移動等をできる限り回避するなどしてきた。

緊急事態宣言下においては、ほとんどの裁判員等選任手続期日が取り消されたが、このように業務が縮小された状況下にあっても、裁判員裁判以外の刑事裁判については、被告人が現に勾留されている事件のうち、緊急性のあるものを中心に公判を実施してきたところである。

- そして、5月中旬以降は緊急事態宣言の対象区域も段階的に縮小され、5月25日には全面的に解除されるに至った。

裁判所においては、緊急事態宣言の解除の動きに合わせて、感染防止策を徹底しつつ、段階的に業務を回復させてきた。刑事事件については、裁判員裁判を順次再開するとともに、裁判員裁判以外の刑事裁判についても、公判を実施する事件の範囲を被告人が身柄を拘束されていない事件（在宅又は保釈中）にまで段階的に拡大し、現在では、概ね平常時に近い形で公判が実施されている。

- 資料6は、全国の裁判所で令和2年3月から7月にかけて実施が予定されていた裁判員等選任期日について、各月中に新型コロナウイルス感染症を理由として期日が取り消されたものの件数及び期日が取り消されることなく実施された件数を、選任手続期日の取消時又は実施時を基準時としてまとめたものである。新型コロナウイルス感染症を理由とした裁判員等選任手続期日の取消件数は、令和2年3月が62件、4月が28件、5月が94件、6月が9件、7月が0件になっており、同期日の実施件数は、令和2年3月が0件、4月が3件、5月が18件、6月が86件、7月が126件となっている。

- 緊急事態宣言の解除を受けて全国で裁判員裁判を再開するに当たり、裁判員裁判においては、その制度趣旨からして、幅広い国民の参加を確保する必要があることから、裁判員候補者や裁判員の方々に安心して参加していただけるよう、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けるなどの感染防止策を徹底することが重要であると

考えている。

各地の裁判所では、来庁時における体調確認、出入口等へのアルコール消毒液の設置、関係者へのマスク着用依頼等を行うほか、選任手続や評議は、通常より広い部屋で実施して席の間隔を空け、法廷では、裁判員の各席の間にアクリル板を設置するとともに、各室内の換気を励行するなどしている。

- 最高裁判所としても、各庁の取組、工夫例を他の裁判所に情報提供するなどして、国民の皆様安心して裁判員裁判にご参加いただけるよう努めたいと考えている。

イ 島田オブザーバーから、東京地方裁判所における感染拡大防止策等が紹介された。

- 令和2年1月中旬に国内初の感染例が確認されたが、東京地方裁判所では、1月及び2月については、裁判員裁判対象事件及び非対象事件のいずれについても、ほぼ通常どおり開廷した。

しかし、2月末に首相による学校の休校要請がなされるなどし、感染症の実態が分からない中で、多くの裁判員候補者に選任手続への出席を求め、裁判所に集まっていたのは適切ではないと考えた。そこで、3月中に選任手続を予定していた裁判員裁判13件の選任手続期日及び公判期日について、当事者の意見を聴取した上、各裁判体の判断により取り消した。

- 緊急事態宣言の発令を受け、この間に期日が予定されている裁判員裁判は、すべて延期することとし、4月分は1件、5月分は19件の期日変更をした。

裁判員裁判以外の刑事事件のうち、被告人の身柄が拘束されていない事件（在宅又は保釈中）は、原則として期日を変更したが、被告人の身柄が拘束されている事件については、検察官及び弁護人の意見を聴いた上で、追起訴予定、多数回の証拠調べが予定されているものなどを除いて実施した。

- 5月の緊急事態宣言解除を受け、6月1日以降に選任手続が予定されている事件について、感染拡大防止策を講じた上、原則として、再開することとした。約3か月間、裁判員裁判の審理を中断していたが、現在では、概ね従前どおりの既済率に戻りつつある。

また、裁判員裁判以外の事件で実施を控えていたものについても、順次、業務を再開したが、傍聴希望者が多数参集することが予想される事件などについては、期日指定に当たり、その時期を慎重に検

討することとした。

- 後ほど見学していただくが、裁判員裁判の再開に当たり、いわゆる「3つの密」を避ける防止策を講じている。

まず、裁判員等候補者の方には、事前の体温測定、マスク着用、手指の消毒のお願いをしている。裁判員等選任手続には広い候補者待合室を使用し、候補者間の距離を空けるようにした。裁判官及び職員はマスクの着用を徹底しており、検察官及び弁護人に対しても、マスクの着用をお願いしている。

また、後にご説明するとおり、法廷でも各種の感染防止対策を実施している。

そのほかの工夫として、裁判員等選任手続期日や公判期日の指定に当たり、通勤時間帯を避ける形で行い、例えば、午前10時30分に期日を指定し、午後4時30分頃には期日を終わらせるようにするなどしている。また、裁判員裁判の法廷に限ったことではないが、法廷の傍聴席について、概ね1m程度の間隔を確保している。

こうした裁判所の対応策について、裁判員等経験者の方々からは、「裁判所の感染防止対策は、勤務先のそれよりも徹底しており、感心した。」「来る前は不安だったが、ラッシュ時間を避けることや、換気、消毒、法廷への移動の際も配慮してもらい、最終的に不安要素はなかった。」「安心して審理や評議に臨むことができた。」といったご感想が多く聞かれている。ただし、評議室では距離が離れているために一体感が持ちにくいとのご意見もあることから、この点も踏まえて丁寧な評議を行っている。

- (4) 裁判員裁判向け法廷・評議室・候補者待合室・質問手続室の見学  
島田オブザーバーの案内により、東京地方裁判所内の各施設を見学した。

ア 裁判員裁判向け法廷



(島田オブザーバー)

法壇上には、アクリル板を設置し、裁判員と裁判員との間を仕切っている。裁判官・裁判員等は常時マスクを着用し、裁判員等にも毎朝の検温と体調不良の際のご連絡をお願いしており、訴訟関係人に対しても、毎朝の検温・マスクの着用・アルコール消毒の実施を依頼している。法廷にも開廷中はアルコール消毒液を置いている。

東京地方裁判所の入る合同庁舎では、空気調和設備による換気を実施しているが、裁判員裁判においては、これに加えて、休廷中、被告人が在廷していないことを確認した上で、事件関係人出入口と傍聴人出入口を開放して換気を行っている。

評議室へ移動する際も、エレベーター内が密集状態とならない程度の少人数のグループに分かれて移動するようにしている。

## イ 評議室



(島田オブザーバー)

従来使用していた評議室のうち、広い部屋に限って使用することとし、刑事部以外が使用していた広めの部屋の一部も評議室として使用している。東京地方裁判所の評議室は、70㎡以上の広さを確

保している。

評議はマスクを着用したまま行い、休憩時間にはドアと窓を開放して換気を行っている。全ての評議室で窓を開けて換気することが可能である。

なお、裁判員等の方々には、評議室で昼食を取る際には各自の席で召し上がっていただくことや、食事中の会話を控えていただくことをお願いしている。

#### ウ 候補者待合室



#### (島田オブザーバー)

この部屋（裁判員候補者第1待合室）は、もともとパーティションで2つの部屋に区切られていたが、パーティションを撤去して、大きな1つの部屋として使用している。1つの机につき一人の裁判員等候補者に着席いただき、1m以上の間隔を確保している。

選任された裁判員・補充裁判員に対する裁判員法39条に基づく説明や、裁判員・補充裁判員による宣誓は、従来、隣の第1質問手続室に移動して行っていたが、密集を避けるため、選任されなかった候補者が退室後、裁判体、検察官及び弁護人がこの待合室に移動した上で実施することとしている。

#### エ 質問手続室





(島田オブザーバー)

この部屋（第1質問手続室）では、裁判員等候補者に対する個別質問を実施している。もっとも、辞退の申出については、当日質問票に詳細に記入していただき、その内容で判断できる場合には個別質問を実施せずに辞退を認める判断を行い、個別質問を行う機会をなるべく減らすよう努めている。

(5) 質疑応答・意見交換

(椎橋座長)

実際に見学した様子も踏まえて、委員の皆様から、ご質問やご意見を伺いたい。

(内田委員)

非常に細やかな感染症対策を実施しており、素晴らしいと感じた。裁判においては、被告人の表情を見る必要がある場面があり、マスクでは表情が見えないことから、マウスシールド等を着用する必要があるのではないか。

島田オブザーバーから、東京地方裁判所では換気設備による換気が行われているとの説明があったが、その点が来庁者にも分かるような案内をしてはいかがか。

また、通り抜けるだけで体温が計測できるような装置を裁判所の入口に設けた上で、来庁者の検温を実施することも考えられるのではないか。

(安東刑事局長)

先ほどご説明申し上げたとおり、感染拡大防止の観点から、被告人を含む訴訟関係人には、原則としてマスクの着用をお願いしている。

もっとも、被告人質問の際の被告人の表情については、ご指摘のような観点から、弁護士からこれを見せたいとの要望や、裁判員の方々から表情を見たいという要望があり、また、適切な心証形成等のため

に、表情を見る必要があることもある。その場合も、感染拡大防止の要請は譲れないところであり、被告人席と法壇等との距離も踏まえ、フェイスシールドやマウスシールドの着用といったマスクの着用に代わる感染拡大防止のための合理的な方法をとっているというのが一般的な対応であるように思う。

(酒巻委員)

被告人質問に限らず、証人尋問の場合にも同じ問題が起こるのではないか。

(安東刑事局長)

ご指摘のとおりであり、否認事件においては、証人が証言する際の表情が見えないと困るという場面もある。そこで、裁判体が、事案の内容や証人の性質を踏まえつつ、当事者の意見を聴きながら、マスクの着用で代わる方法を実施することが適切かどうかを判断している。

(酒巻委員)

公判期日でいきなり判断するというのではなく、事前に当事者からの要望を受けて対応しているということか。

(安東刑事局長)

そのとおりである。被告人の場合、弁護人が一定の方法を希望しても、押送担当者がその方法を受け入れられるとは限らない。また、裁判所にも物品が何でもあるというわけではないから、事前の調整が必要となる。そこで、マスクの着用で代わる方法を希望する場合には、早めに要望してもらうこととしており、これは検察庁も同様である。

(神山委員)

被告人や証人の方々は、出廷により、自分が感染することも、自分が感染源となることも避けたいと思っっているように感じられる。証言台の周囲と上部を透明なアクリル板で囲うということができれば、そのような不安に応えることができるのではないか。

(安東刑事局長)

証言台や訴訟関係人の着席位置をアクリル板で囲った場合、法廷の中に色々な物が林立する状態となるが、法廷の秩序や安全の観点からは、そのような状態が適切であるかは慎重に考える必要がある。基本的には、マスクの着用で対応することを原則とした上で、被告人や証人の表情を見せる必要があるという場合に限って、他の方法を検討するということになるのではないか。

内田委員からご指摘のあった、入庁者全員に対する検温について

は、裁判員裁判に限らず、裁判所の庁舎管理全体にかかわる話である。そのようなご意見があることは承った。なお、裁判員裁判については、先ほどもご説明申し上げたとおり、裁判員等候補者や裁判員等の方々全員に各自での検温をお願いしており、庁によっては、裁判員等の方々のご承諾が得られる場合には、裁判所において登庁時に検温を実施しているところもある。色々と試行錯誤しながら進めているのが実情である。

(島田オブザーバー)

法廷でもご説明申し上げたとおり、東京地方裁判所の入る合同庁舎では、空気調和設備により外気を取り入れた換気を実施しており、必要な換気量を確保している。来庁者向けのご案内についてのご提案を頂戴したので、検討させていただきたい。

(神山委員)

裁判員等や証人の方々は何を不安に感じているのかを正確に把握する必要があると考えている。法廷が密閉されている点、評議で会話せざるを得ない点、裁判所への行き帰りの際の公共交通期間でラッシュに遭遇する可能性がある点などが考えられるが、これらについては、本日島田オブザーバーからご説明いただいた内容からすると、いずれの不安も解消されるように思う。

これ以外には、裁判所への出頭を義務付けられる立場にある裁判員等が、裁判官や訴訟関係人は感染源とならないことが確保されているのか、具体的には、PCR検査で陰性と判定されているのか、といった点について、不安を抱いているということもあるのではないかと。

(島田オブザーバー)

裁判員等の方々からは、裁判官や訴訟関係人に対し、マスクの着用を求める声が強いが、PCR検査を受検しておいてほしいといった要望に接したことはない。

(今田委員)

全国の裁判所で、裁判員裁判の実施に当たり、裁判員等が新型コロナウイルスに罹患し、解任されたといった事例はあったのか。

(安東刑事局長)

ある地方裁判所において、既に解任されていた元裁判員の方がPCR検査を受検したところ、陽性と判定されたという事案はある。この事案では、元裁判員の方が陽性と判定されたことが判明した時点

において、裁判員裁判の手続を一旦中断した。

(今田委員)

今後、裁判員裁判の実施件数が増えていけば、裁判官や訴訟関係人がPCR検査を受検していた方が、確かに安心はできるのかもしれない。しかし、それを言い出すと、全ての公的機関の関係者がPCR検査を受検しなければならなくなってしまうのではないか。

(酒巻委員)

PCR検査の意味がやや誤解されているように思われる。PCR検査で陰性の結果が出たからといって直ちに安心できるのかという問題もあることからすると、裁判官や訴訟関係人にPCR検査を義務付けるとするのが現実的だとは思えない。

むしろ、今日ご説明いただいたような各種の感染防止策を裁判所が実施するに当たって、感染症対策のプロフェッショナルの意見をきちんと聴いているのかという点の方が重要であると思うが、その点はいかがか。

(安東刑事局長)

感染拡大が始まった当初の局面では、「待ったなし」の状態の下、いわば手探りで対応せざるを得なかったという面があり、政府、自治体、民間企業等での対応の状況を見ながら、関係者のご意見を伺いつつ対応してきたというのが実情である。

現在、裁判所においては、裁判所全体における感染防止対策の在り方について、感染症対策の専門家の方に検証していただき、ご意見を伺う手続に着手したところである。

(酒巻委員)

プロの目から見れば、「これは無駄である」と言われることもあるかもしれないが、重要なことなので、ぜひやっていただきたい。

(今田委員)

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、「コロナが心配なので辞退したい」といった反応は多かったという印象か。それとも、懸念するほどの数ではなかったと受け止めているか。

(島田オブザーバー)

東京地方裁判所においては、「コロナが怖い」ということで辞退したいという裁判員等候補者の方々からの申出はそれなりにあったが、予想していたほどは多くなかったと感じている。冒頭の事務局からの説明のとおり、辞退率にもそこまで大きな影響は出ていない。辞退

者が多かったために裁判員裁判が実施できなかったという事例もない。

具体的な辞退の申出の判断に当たっては、基礎疾患があるとか、介護や育児の負担が大きいとかいった内容に応じて、柔軟に辞退を認める判断をしているところである。

(安東刑事局長)

全国の状況も似たような感じであると聴いている。当初は不安を抱いていた裁判員等の方々も、実際に審理が始まると、「これならば大丈夫ですね」といったご感想を持たれることもあるようであり、前向きかつ真摯に取り組んでいただいている姿勢はこれまでと変わるところはないように思う。裁判所としては、引き続きしっかり対策をとっていくことが重要であると受け止めている。

(椎橋座長)

現状では、裁判所から丁寧な説明を行うことにより、「大丈夫そうだ」と思っていたりすることや、固有の事情がある場合には柔軟に辞退を認めるといった範囲内で十分に対応できているということか。

(安東刑事局長)

そのほか、各庁において所長や所長代行者など責任のある地位にある者が、裁判所の姿勢を明らかにして説明を行うといった広報も重要であると考えている。

緊急事態宣言の解除に伴って全国で裁判員裁判を再開する際、報道機関も裁判員裁判における感染拡大防止の内容に強い関心を抱いていた。そこで、積極的に広報しなければ安心して裁判所にお越しいただけないのではないかと考え、各地の裁判所において、報道機関に法廷や選任手続室を実際に見ていただき、感染拡大防止の取組の具体的な内容を所長等から説明した。この説明の内容は、その後、裁判所のウェブサイトにも掲載している。

(椎橋座長)

やはり、広報は大事、ということであろう。実際、我々も、今日、実際的な取組みを見せていただき、裁判所がしっかり対応していることがよく分かった。裁判員等候補者の方々の中には、不安を抱えている方も多いと思われるので、様々な形で広報に取り組んでいただきたい。

(永井委員)

本日、評議室や候補者待合室について、かなり広い部屋を見せてい

ただいた。大規模庁では広い部屋を確保しやすいと思われるが、地方の小規模庁でも同様に広い部屋を確保できているのかどうかを教えてください。

(安東刑事局長)

その点は、裁判員裁判の再開に当たって大きな問題となったことである。法廷については全国どこでも広さはさほど変わらないが、評議室や候補者待合室については、小規模庁には必ずしも広い部屋があるわけではない。もっとも、小規模庁にも広い会議室は存在するので、これを評議室として使用したり、候補者待合室以外の部屋をも待合室として使用したりすることにより、密集を避ける取組みを行っている。小規模庁では大規模庁ほどの事件数はないため、全庁を挙げての対応がとりやすいという面もある。

(椎橋座長)

本日は、東京地方裁判所の様々な施設を実際に見せていただき、この懇談会として、非常に意義のある体験であったと考えている。様々なご意見をいただいた委員の皆様にも感謝したい。

(6) 次回以降の予定等について

次回の懇談会の日程については追って調整することとされた。

(7) 閉会のあいさつ

中村事務総長から、閉会に当たり、次のとおりのあいさつがあった。

- 本日も、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただいたことに感謝したい。
- 裁判所は、不特定多数の方々が、刑事手続に限らず、民事手続や家事調停といった手続の中で、狭い部屋の中で会話するという環境にある。そのような環境において、感染拡大防止を確保しつつ、いかに裁判を運営していくかといった未曾有の問題に直面し、対応に悩まされているところ。本日頂戴したご意見については、裁判員裁判のみならず、裁判所の様々な裁判手続において、バランスの取れた運用をするに当たって参考にさせて頂きたい。
- これまで、裁判所職員の感染者数はごくわずかにとどまっており、裁判所内で感染が拡大したという事態も現時点では承知していない。そのような事態が生じないように、今後も細心の注意を払っていきたい。

以上